

# 第11回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議

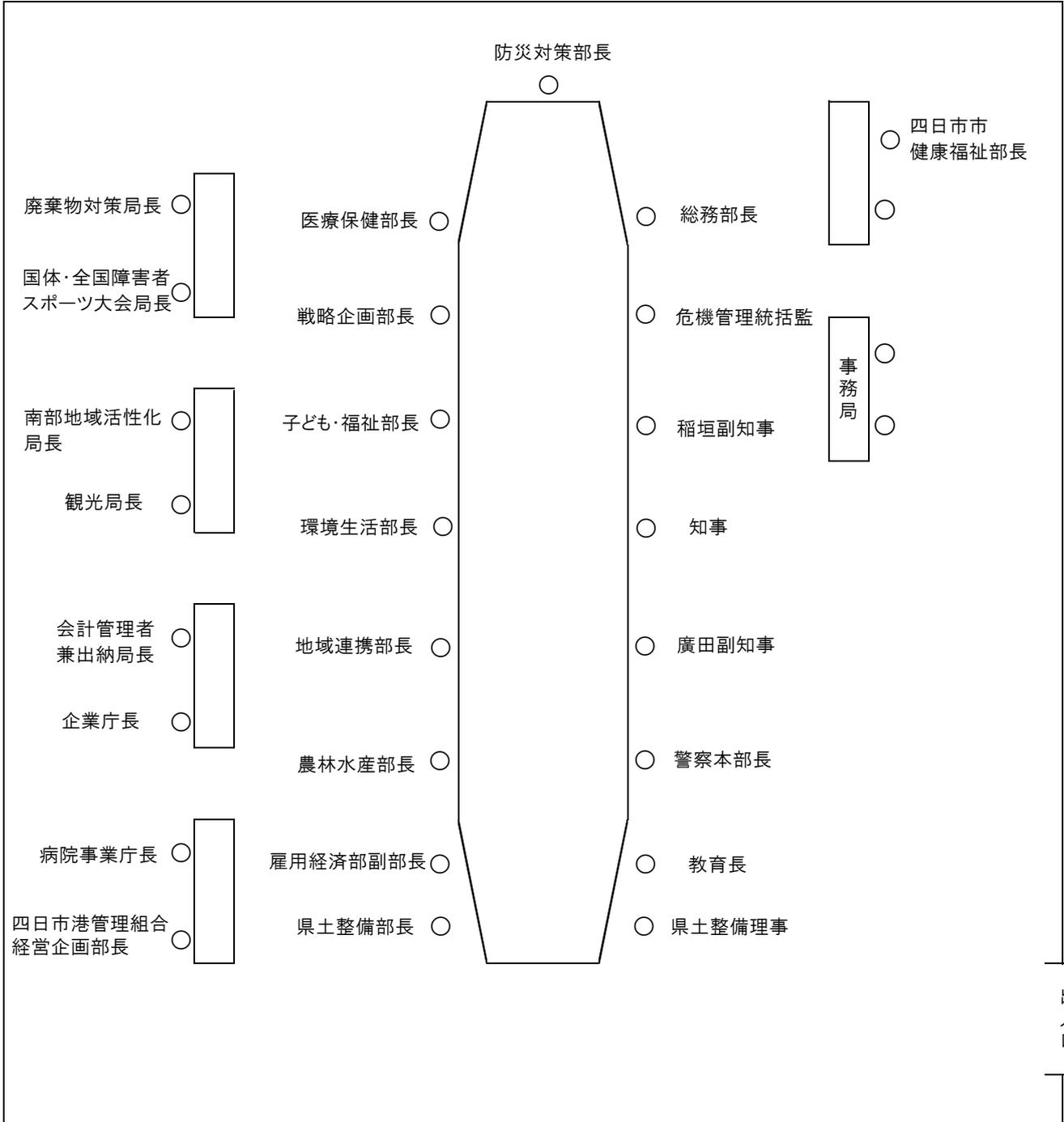
## 事 項 書

令和2年4月17日（金）  
9時30分から9時45分まで  
3階 プレゼンテーションルーム

- 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言について
- 2 県内における感染者の状況について
- 3 対策本部事務局体制について
- 4 本県への緊急事態宣言発出を受けた今後の対応方針について
- 5 知事指示事項

第11回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議(4月17日)座席表

プレゼンテーションルーム



# 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言について

新型インフルエンザ等対策特別措置法は、新型インフルエンザ及び全国かつ急速なまん延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的としている。※暫定措置として、令和2年3月に新型コロナウイルス感染症をこの特措法の適用対象とする改正が行われている。

## 新型インフルエンザ等緊急事態宣言（特措法32条）

新型インフルエンザ等（国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものに限る）が国内で発生し、その全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる場合に行われる。

## 緊急事態宣言が発出された都道府県において可能となる主な措置

- ① 住民に対する外出自粛要請（特措法第45条第1項）
- ② 学校、社会福祉施設、興行場、多数の者が利用する施設に対する使用停止の要請・指示（特措法第45条第2項・第3項）

保育所、劇場、観覧場、映画館又は演劇場、集会場又は公会堂、展示場、百貨店、マーケット、ホテル又は旅館、運動施設、博物館、美術館、図書館、キャバレー、ナイトクラブ、理髪店、学習塾等が該当（特措法施行令第12条）

- ③ 臨時医療施設のための土地、建物の使用（同意を得なくても使用することが可能）（特措法第48条・49条）
- ④ 運送業者に対する緊急物資、医薬品・医療機器等の運送要請・指示（特措法第54条）
- ⑤ 医薬品・食品・衛生用品等の売り渡しの要請（要請に応じない場合、取用が可能）（特措法第55条）

緊急事態宣言が先行して発出されている7都府県の緊急事態措置内容

都道府県		東京都	埼玉県	千葉県	神奈川県	大阪府	兵庫県	福岡県	愛知県
状況		緊急事態宣言対象地域							【参考】 独自の緊急事態宣言
移動制限ほか県民への要請等		・原則外出自粛（生活の維持に必要な場合を除く） ・夜の繁華街への外出自粛	・原則外出自粛（生活の維持に必要な場合を除く） ・夜の繁華街への外出自粛	・原則外出自粛（生活の維持に必要な場合を除く） ・夜の繁華街への外出自粛 ・同居家族以外の多数での会食への参加の自粛	・原則外出自粛（生活の維持に必要な場合を除く） ・夜の繁華街への外出自粛	・原則外出自粛（生活の維持に必要な場合を除く） ・夜の繁華街への外出自粛	・原則外出自粛（生活の維持に必要な場合を除く） ・夜の繁華街への外出自粛 ・人口密集地との往来自粛、旅行や帰省など県境をまたぐ移動自粛	・原則外出自粛（生活の維持に必要な場合を除く） ・夜の繁華街への外出自粛 ・食料・医薬品や生活必需品の買い占め自粛	・原則外出自粛（生活の維持に必要な場合を除く） ・夜の繁華街への外出自粛 ・食料・医薬品や生活必需品の買い占め自粛
イベント制限		・屋内外・規模を問わず3つの密が重なるイベント、パーティ等の自粛要請 ・特措法により一定規模以上は開催停止要請 ・特措法によらないその他の施設は開催停止協力依頼	多数の者が参加するイベントの開催を控えるよう協力依頼	原則中止・延期	屋内外・規模を問わず3つの密が重なるイベント、パーティ等の自粛要請	屋内外・規模を問わず3つの密が重なるイベント、パーティ等の自粛要請	原則中止・延期	原則中止・延期	・多数の者が参加するイベントの開催を控えるよう協力依頼 ・クラスターの発生状況等を見極めて施設の利用制限を要請
休止要請（特措法施行令第11条関係）	遊興施設等	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ライブハウス等	休業要請	休業要請	休業要請	施設の使用制限等の要請（応じない場合、個別の要請・指示も検討）	休業要請	休業要請	休業要請
	大学、学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾等 ※床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。							
	運動、遊戯施設	体育館、水泳場、ボウリング場、スポーツクラブなどの運動施設、 又はマージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなどの遊技場等							
	劇場等	劇場、観覧場、映画館又は演芸場							
	集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。） ※床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。							
	商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。	(対象外)	(対象外)					

都道府県			東京都	埼玉県	千葉県	神奈川県	大阪府	兵庫県	福岡県	愛知県	
状況			緊急事態宣言対象地域							【参考】 独自の緊急事態宣言	
協力要請（特措法に拠らないもの）	大学、学習塾、文教施設	前記の規模（床面積の合計が1,000㎡）以下及び大学以外の学校	前記の趣旨（休業要請）に鑑み適切な対応について協力依頼	・県立学校（休校） ・幼稚園・保育園（この方針をふまえ適切な措置を講じるよう依頼）	・小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園、自動車教習所、学習塾（休業要請）	・大学・学習塾（休業要請の趣旨に基づき協力を依頼） ・文教施設（休業要請）	・大学・学習塾（施設の使用制限等の協力を依頼） ・文教施設（施設の使用制限等の要請（応じない場合、個別の要請・指示も検討）	・県立学校：臨時休業 ・市町立学校・園：臨時休業を要請、幼稚園等の預かり保育は必要に応じて設置者で判断 ・高専、私立学校（幼小中高・専修学校・各種学校）：休業要請の趣旨に基づき協力を依頼	大学・学習塾等（施設の使用停止の協力を依頼） 上記以外の学校（休業要請、預かり保育等の提供を通じて保育を必要とする園児や児童等の居場所確保の取組を継続して実施するよう要請）	・県立学校（臨時休業） ・適切な対応依頼	
	集会・展示施設	前記の規模（床面積の合計が1,000㎡）以下		(対象外)	(対象外)	休業要請の趣旨に基づき協力を依頼	施設の使用制限等の要請（応じない場合、特措法による個別の要請・指示も検討）	休業要請の趣旨に基づき、協力を依頼	施設の使用停止の協力を依頼	適切な対応依頼	
	商業施設	前記の規模（床面積の合計が1,000㎡）以下	適切な対応の依頼								
	社会福祉施設	保育所、放課後児童クラブ、通所介護施設、短期入所施設	事業継続依頼（適切な感染防止対策を講じること）	事業継続依頼（適切な感染防止対策を講じること）	事業継続依頼（適切な感染防止対策を講じること）	事業継続依頼（適切な感染防止対策を講じること）	事業継続依頼（適切な感染防止対策を講じること）	・事業継続依頼（適切な感染防止対策を講じること） ・通所又は短期間の入所の利用者（家庭での対応が可能な場合には、可能な限り、利用の自粛を要請）	・事業継続依頼（適切な感染防止対策を講じること） ・通所又は短期間の入所の利用者（家庭での対応が可能な場合には、可能な限り、利用の自粛を要請） ・面会（原則中止要請）	・事業継続依頼（適切な感染防止対策を講じること） ・保育所、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス（家庭での対応が可能な利用者への利用の自粛を要請し、保育の提供及び預かりを縮小して実施）	・事業継続依頼（適切な感染防止対策を講じること）
生活を維持するうえに必要な施設	医療施設	病院、診療所、薬局等	事業継続依頼（適切な感染防止対策を講じること）			事業継続依頼（適切な感染防止対策を講じること）				事業継続依頼（適切な感染防止対策を講じること）	
	生活必需物資販売施設	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア等									
	食事提供施設	飲食店（居酒屋を含む。）、料理店、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを含む。）	・事業継続依頼（適切な感染防止対策を講じること） ・営業時間短縮の協力要請	事業継続依頼（適切な感染防止対策を講じること）	事業継続依頼（適切な感染防止対策を講じること）	事業継続依頼（適切な感染防止対策を講じること） ・営業時間短縮の協力要請	事業継続依頼（適切な感染防止対策を講じること）	事業継続依頼（適切な感染防止対策を講じること）	事業継続依頼（適切な感染防止対策を講じること）	・事業継続依頼（適切な感染防止対策を講じること） ・営業時間短縮の協力要請	
	住宅、宿泊施設	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿等	事業継続依頼（適切な感染防止対策を講じること）							事業継続依頼（適切な感染防止対策を講じること）	
	交通機関等	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス（宅配等）等	事業継続依頼（適切な感染防止対策を講じること）							事業継続依頼（適切な感染防止対策を講じること）	
	工場等	工場、作業場等									
	金融機関・官公庁	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所等	・事業継続依頼（適切な感染防止対策を講じること） ・テレワークの一層の推進を要請、適切な感染防止対策の協力要請				事業継続依頼（適切な感染防止対策を講じること） ・テレワークの一層の推進を要請、適切な感染防止対策の協力要請			事業継続依頼（適切な感染防止対策を講じること） ・テレワークの一層の推進を要請、適切な感染防止対策の協力要請	
その他	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理関係等	適切な感染防止対策の協力要請				適切な感染防止対策の協力要請				適切な感染防止対策の協力要請	

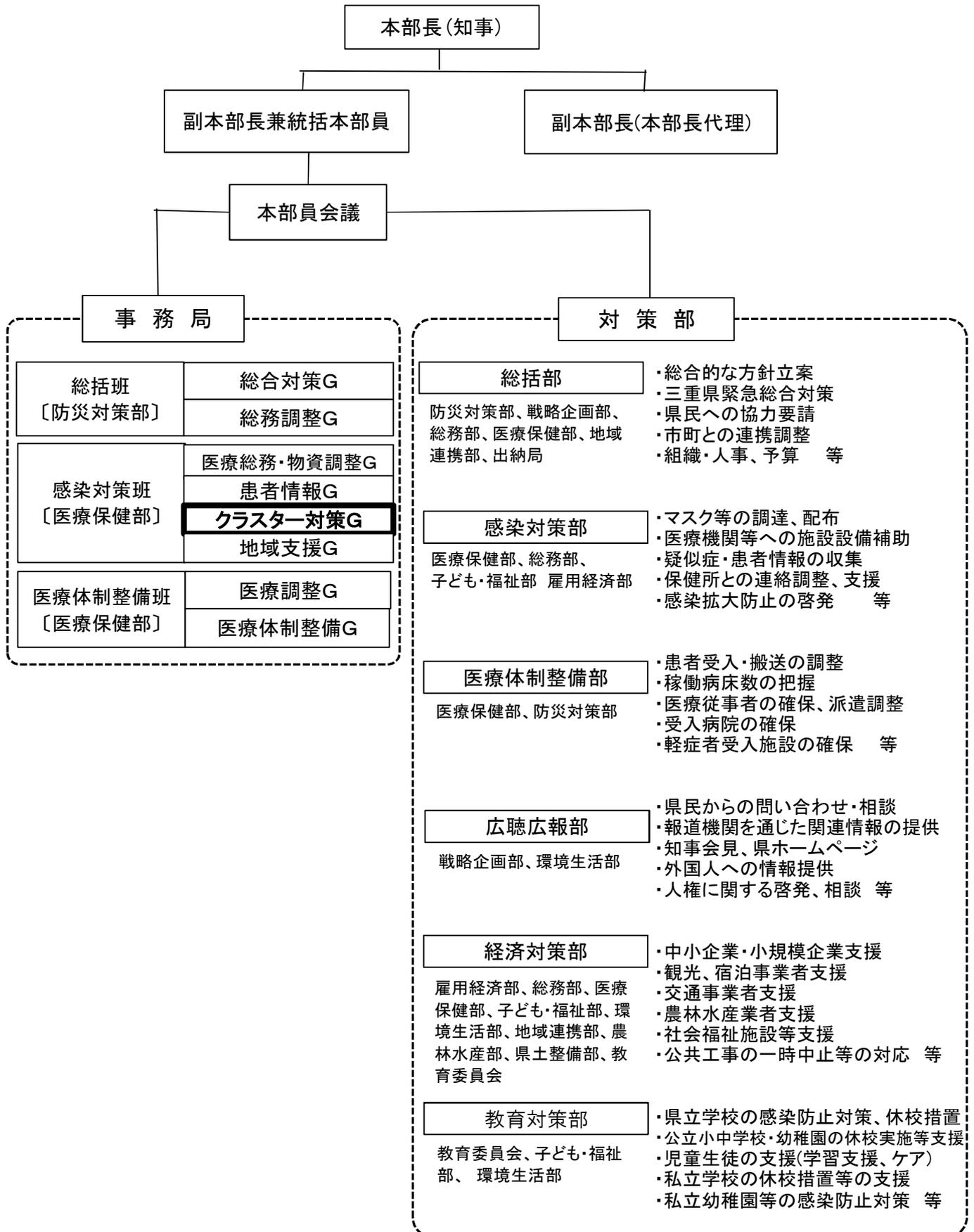
※R02.04.16現在、各都府県のHP上で確認できた範囲内であり、漏れ等の可能性はあります。また、各都府県の施策はこれが全てとは限りません。

## 三重県内の新型コロナウイルス感染症患者発生状況（4月16日現在）

	陽性確認日	年代	性別	国籍	居住地	職業等	行動歴、濃厚接触者等
第1例目	1月30日	50代	男性	外国	三重県	※	武漢市に滞在し、帰省。
第2例目	3月10日	30代	女性	日本	伊賀保健所管内	無職	近親者が、大阪市内ライブハウス訪問。
第3例目	3月11日	60代	男性	日本	伊賀保健所管内	自営業	第2例目の近親者であり濃厚接触者。
第4例目	3月11日	60代	女性	日本	伊賀保健所管内	無職	第2例目の近親者であり濃厚接触者。
第5例目	3月11日	30代	男性	日本	伊賀保健所管内	会社員	第2例目の近親者であり濃厚接触者。
第6例目	3月11日	20代	女性	日本	伊賀保健所管内	休職中	第2例目の近親者であり濃厚接触者。
第7例目	3月11日	10歳未満	女性	日本	伊賀保健所管内	在家庭	第2例目の近親者であり濃厚接触者。
第8例目	3月14日	70代	男性	日本	桑名保健所管内	無職	クルーズ船「ダイヤモンドプリンセス号」の乗客。
第9例目	3月18日	50代	男性	※	四日市市	※	東京都から発生報告のあった患者との接触者（四日市市発表）。
第10例目	3月30日	30代	男性	日本	埼玉県	会社員	自家用車で埼玉県から来県し、陸上競技の練習会で講師。
第11例目	3月30日	30代	男性	日本	東京都	会社員	仕事のため、自家用車で東京都から一人で来県。
第12例目	4月1日	20代	男性	日本	伊賀市	会社員	自家用車で一人で大阪府へ行き、友人3人と食事し、大阪府の実家に宿泊。
第13例目	4月2日	40代	女性	日本	桑名市	無職	第10例目の接触者で、陸上練習会の関係者との懇親会に参加。
第14例目	4月9日	50代	男性	日本	明和町	会社員	東京から帰省した親族と接触。工作上、首都圏の方との接触。
第15例目	4月9日	20代	男性	日本	明和町	会社員	第14例目と同居しており、東京から帰省した親族と接触。
第16例目	4月11日	60代	男性	日本	津市	会社員	4月8日に名古屋市で発生した患者の濃厚接触者。
第17例目	4月11日	40代	女性	日本	松阪市	無職	東京都の家族のもとを訪問。
第18例目	4月14日	50代	女性	日本	津市	介護士	第16例目の妻で濃厚接触者。発症前から自主的に自宅待機しており、勤務していない。
第19例目	4月14日	50代	女性	日本	明和町	会社員	第14、15例目の家族で濃厚接触者であり、東京から帰省した親族とも接触。
第20例目	4月15日	50代	女性	日本	東員町	歯科医師	桑名市にて歯科クリニック経営者。名古屋市が実施したPCR検査の結果陽性反応が出た患者と接触。
第21例目	4月15日	30代	男性	日本	津市	会社員	第14例目と同じ職場。
第22例目	4月16日	80代	男性	日本	志摩市	無職	第14、15、19例目の親族であり、東京から帰省した親族とも接触。
第23例目	4月16日	50代	男性	日本	菟野町	調理師	桑名市内ホテル調理員。4月8日以降勤務先は休業しており、発症したのは休業後。
第24例目	4月16日	50代	女性	日本	明和町	保育園事務員	松阪市内の保育園事務員。
第25例目	4月16日	40代	男性	日本	松阪市	会社員	第14例目の濃厚接触者。
第26例目	4月16日	50代	男性	日本	四日市市	会社員	4月15日に死亡が判明（四日市市発表）。

※未公表

# 新型コロナウイルス感染症対策本部体制



## 「緊急事態宣言」発出を受けた今後の対応について

新型コロナウイルス感染症の拡大を阻止するとともに、県民の皆様の不安を解消するため、本県の今後の対応について速やかに検討を行う。

### これまでの対応状況

- 感染拡大が続く県外（7都府県、愛知県、岐阜県、北海道、京都府）との移動自粛を要請
- 繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛を要請
- 企業に対して、人との交わりを低減する取組（テレワーク、時差出勤、休みやすい環境等）の検討を要請
- 感染拡大のリスクが高いイベントの自粛を要請



### 今後の主な対応

- 県外への移動自粛について協力を要請
- 県外から県内への移動自粛について協力を要請
- 県内における外出の自粛等について協力を要請
- 特に、大型連休期間の都道府県をまたいだ不要不急の移動自粛について協力を要請
- 接触機会を低減するための取組（テレワーク等）の強力な推進
- 飲食店等に対する「三つの密」を避けるための所要の感染防止対策の呼びかけ
- 感染拡大につながるおそれのある施設の使用制限を要請
- その他、感染拡大阻止と社会生活の維持に有効な対策の実施

※ 緊急事態措置の実施にあたっては、政府対策本部への事前協議が必要

## 知事指示事項

令和2年4月17日

- 1 今回、全国の都道府県が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されたことから、先行する7都府県や愛知県、岐阜県等の緊急事態措置の内容を精査のうえ、三重県の地域性と感染拡大の現状をふまえた県としての緊急事態措置について、特に大型連休を控え、感染拡大を食い止める観点から、国と協議のうえ、来週20日に措置できるよう、早急に取りまとめること。  
策定に当たっては各部局が連携し、現状を十分に把握すること。
- 2 本県として、緊急事態措置を講ずる前であっても、近隣県等において遊戯施設や遊興施設等の休業要請が開始されていることをふまえ、4月18日、19日における感染拡大を防止する観点から、関係団体等に他県からの利用の自粛について協力を呼び掛けること。
- 3 現在検討を進めている県の緊急総合対策について、今般の緊急事態宣言が発出されたことをふまえ、内容の充実を図ること。
- 4 短期間で複数の感染者が確認されたことから、事実でない情報の流布が散見されるため、改めて、各部局においては、あらゆる機会を活用し、差別や偏見が絶対に行われぬよう呼びかけるとともに、県民の皆様の不安解消の観点からも、正確な情報を迅速かつ的確に発信し、県民の皆様の不安払しょくに努めること。
- 5 改めて、県庁職員における感染拡大防止の措置を徹底すること。  
職員個人の基本的な感染防止対策の徹底、出張・研修やイベント開催の原則中止、県有施設の閉館等のほか、急を要せず県民の皆様への影響が過大とならない事業については原則廃止または休止を検討し、テレワークや時差出勤等の制度も活用して職員同士の接触機会をできるだけ低減するとともに、休暇取得が可能な職員に対しては、休暇取得を妨げないよう配慮すること。  
なお、休暇を取得する職員にあつては原則家庭で過ごすこととし、県外、市街地への不要不急の外出は避けること。